



議案第七十七号

余戸地区ほ場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年七月十八日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾叁年七月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

区域を変更する 字の名称	大字余戸字杉縄	大字余戸字深田
<p>同上の区域（昭和五十三年六月一日現在の地番による。）</p>	<p>大字余戸字杉縄のうち二九の三の一部、二九の四の一部、二九の五、三〇の一の一部及び三〇の三の一部以外の区域並びに大字余戸字深田四三の一の一部、四三の二、四四の一の一部、四四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字余戸字杉縄二九の三の一部、二九の四の一部、二九の五、三〇の一の一部及び三〇の三の一部並びに大字余戸字深田のうち四三の一の一部、四三の二、四四の一の一部、四四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
		<p>大字余戸字巻敷のうち八〇の二の一部、八二の一部、八三の一部、八五の一の一部、八五の二の一部、八六の一の一部、八六の二、八七の一の一部、八七の二、八八の一の一部、八八の二、八九の一部、九六から九八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並び</p>

<p>大字余戸字巻敷</p>	<p>に八〇の二、八八の一及び九六と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字余戸字山崎一〇六の一と一体をなす国有地の一部、大字余戸字イシユウ谷二五七、二五九及び二六〇と一体をなす国有地の一部、大字余戸字村通三五九の一の一部、三六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五九の一と一体をなす国有地の一部並びに大字余戸字中垣三九六の三及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字余戸字山崎</p>	<p>大字余戸字巻敷八二の一部、八三の一部、九六から九八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九六と一体をなす国有地の一部、大字余戸字山崎のうち一〇六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字余戸字イシユウ谷二五四の二及び二五七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字余戸字 イシユウ谷</p>	<p>大字余戸字イシユウ谷のうち二五四の二、二五七、二五九及び二六〇と一体をなす国有地以外の区域</p>

大字余戸字村通

大字余戸字巻敷八七の二の一部、八八の一の一部、八八の二の一部、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八八の一と一体をなす国有地の一部、大字余戸字村通のうち三五九の一の一部、三六七の二の一部、三六八の一部、三九二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字余戸字五反田四二九の一部、四三七から四三九までの一部、四四〇、四四一の一部、四四二の一部、四四三、四四四の一部、四四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三七と一体をなす国有地の一部、大字余戸字二タ窪田四四八の一部、四五一の一部、四五六の二、四六〇の一部、四六一から四六三まで、四六四の一、四六四の二、四六五の一の一部、四六六から四六九までの一部、四七〇の一の一部、四七〇の二の一部、四七二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字余戸字新官四七三の一、四七四の一、四七五の一、四七六の一、四八二の一、四

八四、四八五、四八六の一、四八六の四、四八六の七及びこれらと一体をなす国有地

大字余戸字中垣

大字余戸字巻敷八〇の二の一部、八五の一の一部、八五の二の一部、八六の一の一部、八六の二、八七の一の一部、八七の二の一部、八八の一の一部、八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇の二と一体をなす国有地の一部、大字余戸字村通三六八の一部、三九二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字余戸字中垣のうち三九六の三、四一〇の一の一部、四一〇の二の一部、四二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字余戸字五反田四一五から四一七までの一部、四二九の一部、四四四の一部、四四五の一部、四四六及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字余戸字二タ窪田四四七の一の一部、四四七の二、四四八の一部、四四九、四五〇、四五一の一部、四五二の一、四五二の二、四五三から四五九まで、四六〇の一部、四六五の一の一部、四六六から四六九までの一部、四七〇の一の一部、

	<p>四七〇の二の一部、四七一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字余戸字五反田</p>	<p>大字余戸字中垣四一〇の一の一部、四一〇の二の一部及び四一一の一部、大字余戸字五反田のうち四一五から四一七までの一部、四二九の一部、四三七から四三九までの一部、四四〇、四四一の一部、四四二の一部、四四三から四四六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字余戸字二タ窪田四四七の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字余戸字新宮</p>	<p>大字余戸字新宮のうち四七三の一、四七四の一、四七五の一、四七六の一、四八二の一、四八四、四八五、四八六の一、四八六の四、四八六の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

廃止する字の名称

大字余戸字二夕窪田